

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年 11 月 8 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	5件
-----------------------	----

厚生年金保険関係	5件
----------	----

(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1900229 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1900062 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 28 年 12 月 16 日の標準賞与額を 49 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 28 年 12 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 12 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 12 月 16 日

請求期間に係る標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない厚生年金保険法第 75 条本文該当記録となっている。請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたのは確かなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者の平成 28 年 12 月 16 日に係る賃金台帳、賞与明細書及び総合振込明細表 (以下「賃金台帳等」という。) により、請求者は当該期間において、同社から 50 万円の賞与の支払を受け、厚生年金保険料 (4 万 4,570 円) を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額から、49 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の厚生年金保険賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 31 年 4 月 10 日に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900230号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900063号

第1 結論

請求者のA社における平成28年12月16日の標準賞与額を68万7,000円に訂正することが必要である。

平成28年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年12月16日

請求期間に係る標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない厚生年金保険法第75条本文該当記録となっている。請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたのは確かなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の平成28年12月16日に係る賃金台帳、賞与明細書及び総合振込明細表(以下「賃金台帳等」という。)により、請求者は当該期間において、同社から70万円の賞与の支払を受け、厚生年金保険料(6万2,398円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額から、68万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の厚生年金保険賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成31年4月10日に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1900231 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1900065 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 28 年 12 月 16 日の標準賞与額を 68 万 7,000 円に訂正することが必要である。

平成 28 年 12 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 12 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 12 月 16 日

請求期間に係る標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない厚生年金保険法第 75 条本文該当記録となっている。請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたのは確かなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者の平成 28 年 12 月 16 日に係る賃金台帳、賞与明細書及び総合振込明細表 (以下「賃金台帳等」という。) により、請求者は当該期間において、同社から 70 万円の賞与の支払を受け、厚生年金保険料 (6 万 2,398 円) を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額から、68 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の厚生年金保険賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 31 年 4 月 10 日に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900232号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900064号

第1 結論

請求者のA社における平成28年12月16日の標準賞与額を49万1,000円に訂正することが必要である。

平成28年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年12月16日

請求期間に係る標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない厚生年金保険法第75条本文該当記録となっている。請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたのは確かなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の平成28年12月16日に係る賃金台帳、賞与明細書及び総合振込明細表(以下「賃金台帳等」という。)により、請求者は当該期間において、同社から50万円の賞与の支払を受け、厚生年金保険料(4万4,570円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額から、49万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の厚生年金保険賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成31年4月10日に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900305号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900066号

第1 結論

請求者のA社B工場(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和58年11月1日から同年10月31日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

昭和58年10月31日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和58年10月31日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和58年10月31日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。請求期間に同社内で異動はあったが、継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、C社から提出された請求者の在籍証明書及び同社の回答により、請求者は、請求期間において、A社に継続して勤務(昭和58年10月31日にA社D工場から同社B工場へ異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B工場における健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できる資格取得時(昭和58年11月)の厚生年金保険の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和58年10月31日から同年11月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資

料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900228号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900067号

第1 結論

請求期間について、請求者のA診療所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和48年3月1日から昭和50年5月1日まで

A診療所に看護補助として勤務していた請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。給料から厚生年金保険料が控除されていたことを覚えている。調査の上、請求期間の厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間においてA診療所に勤務しながら、B市医師会付属准看護学院に通学していたと主張しているところ、B市医師会は、請求者の勤務医療機関は不明であるが、請求者は当該学院に昭和48年4月11日(入学)から昭和50年3月11日(卒業)まで在籍していたと回答しており、当該医師会の担当者が陳述した学籍簿の本人住所はA診療所の住所と同一であることから、請求者は、請求期間のうち当該学院に在籍していた期間は、A診療所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、A診療所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、A診療所は平成13年8月に廃止されており、同診療所の事業主に照会したものの、事業主本人からは回答を得られず、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、請求者は、請求期間の厚生年金保険料控除が確認できる給与明細書等の資料はないと回答しており、ほかに、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。